資料10

**民設民営の児童ホームについて**

　児童福祉法第３４条の８第２項「国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。」の規定に基づき、平成３０年４月１日事業開始の届出がなされました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設の名称 | 事業者 | 所在地 | 定員数 |
| 児童ホーム  「宝島キッズ」 | 特定非営利活動法人　宝島 | 座間市入谷1－3075－1 | 40名 |
| 麦っ子学童クラブ | 特定非営利活動法人  どんぐりと山猫会 | 座間市南栗原1－4－2 | 40名 |